

令和8年5月28日

読谷村議会
議長 上地 利枝子 殿

読谷村議会議員
比 嘉 幸 雄 印

一般質問通告書

第553回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 村内の不法投棄された土地について</p> <p>(1) 読谷村不法投棄防止条例は緑地の保全及び住環境の向上を目指している。村・村民・滞在者・事業者及び土地使用者等の責務とは何か。説明を求めます。</p> <p>(2) 令和7年12月議会の答弁で、大量に投棄された場所として座喜味地区で確認されている。不法投棄を確認した経緯を伺う。</p> <p>(3) 村民などから、不法投棄が通報され不法投棄を確認したら、どう対応するか。</p> <p>(4) 当土地について、令和8年度より課税の地目が畑地から雑種地に変更されている。その理由の説明を求めます。</p> <p>(5) 不法投棄をした者が、特定出来ない場合土地使用者・管理者に対し、警察への通報を促していると聞く。その方法の説明を求めます。</p>	
<p>2 小学校のPFI法による校舎建設について、令和8年度の事業計画について、受注業者との協議状況または協議計画、事業決定する時期の説明を求めます。</p>	
<p>3 政務活動費について</p> <p>(1) 読谷村議会基本条例9条において政務活動費の交付が定められている。読谷村議会政務活動費の交付に関する条例の「趣旨」は。</p> <p>(2) 条例は平成23年12月15日に制定され、15年が経とうとしている。社会情勢の変化により、様々な課題があると思う。見直しが必要と考えるがどうか伺う。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
4 村内の交通渋滞について、把握できている渋滞箇所を伺う。	
5 読谷村コミュニティバス(鳳バス)について、事業運営における課題を伺う。	